

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 345,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主である株式会社メディopalホールディングス（以下「貸株人」という。）から 345,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 岩崎 博之に一任する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

今般、上記株式売出しを実施することといたしました。これは当社株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。なお、当該株式売出し実施後においても、売出人である株式会社メディopalホールディングスとは、引続きビジネスパートナーとして、従来どおり良好な関係を継続してまいります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が貸株人から 345,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、345,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成 29 年 10 月 13 日（金）までの間を行使期間として貸株人から付与されます。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 29 年 10 月 10 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、貸株人から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れ、貸株人から野村証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社メディopalホールディングスは野村証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

II. 主要株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の当社株式の売出しに伴い、当社の主要株主及びその他の関係会社の異動が見込まれるものであります。

2. 主要株主及びその他の関係会社でなくなる株主の概要

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

(1) 名 称	株式会社メディパルホールディングス	
(2) 所 在 地	東京都中央区八重洲二丁目 7 番 15 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 渡辺秀一	
(4) 事 業 内 容	持株会社として「医療用医薬品等卸売事業」、「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」並びに「動物用医薬品・食品加工原材料等卸売事業」などを行う関係会社の株式を所有する事による当該関係会社の経営活動の管理・支援及び当該会社グループにおける事業開発等	
(5) 設 立 年 月 日	大正 12 年 5 月 6 日	
(6) 資 本 金	22,398 百万円	
(7) 連 結 純 資 産	521,165 百万円	
(8) 連 結 総 資 産	1,525,912 百万円	
(9) 大株主及び持株比率	武田薬品工業株式会社 (9.37%) MPグループメディセオ従業員持株会 (3.19%) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) (3.02%) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) (2.67%) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・ユーザイ株式会社退職給付信託口) (2.39%)	
(10) 上場会社と当該株主の関係	資本関係	当該会社は、当社の議決権の 21.03% を所有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社製品の販売支援並びに当該会社の顧客支援機能向上に向けたシステム開発等包括的な業務提携を行っておりますが、これらの取引はいずれも通常の商取引に基づく条件によっております。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合 株式会社メディパルホールディングス

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (平成 29 年 6 月 30 日現在)	その他の関係会社	42,064 個 (4,206,400 株)	21.03%	第 2 位
異動後	—	15,614 個 (1,561,400 株)	7.80%	第 2 位

(注) 1. 議決権の数、所有株式数、総株主の議決権の数に対する割合の算出に用いた総株主の議決権の数は平成 29 年 6 月 30 日現在の株主名簿の値を用いております。

2. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

3. 大株主順位は、平成 29 年 6 月 30 日現在の株主名簿を規準に推定しております。

4. 議決権の数及び所有株式数は全て直接保有分であり、合算対象分はありません。

※ 前記「I. 株式の売出し」記載のグリーンシュエアプション（対象となる当社株式数 345,000 株）が全て行使された場合の議決権所有割合等を記載しております。

4. 異動予定年月日

前記「I. 株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の受渡期日（売出価格等決定日の6営業日後の日）

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

本異動による当社業績への影響はありません。

以 上